

# 海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する 技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令について

平成 17 年 3 月  
安全基準課

## 1. 背景

2002 年 11 月スペイン沖において、油タンカー「プレステージ」号の大規模油流出事故が発生し、スペイン北部沿岸の海域が 3 千キロにわたり汚染された。その結果、周辺海域の環境及び漁業に深刻な被害をもたらした。

この事故を契機に、国際海事機関(IMO)において、シングルハルトンカーのフェーズアウト(段階的排除)促進についての検討が行われ、2003 年 12 月に開催された第 50 回海洋環境保全委員会(MEPC50)において、シングルハルトンカーのフェーズアウトを促進し、ダブルハルトンカーの早期導入を目的とする「海洋汚染防止条約(MARPOL 条約)」の改正が採択された。

## 2. 改正の概要

改正の概要は以下のとおりである。

- (1) 載荷重量トン数 5000 トン以上のシングルハルトンカーのフェーズアウト促進  
ダブルハル化の時期の前倒し  
状態評価スキーム(Condition Assessment Scheme : CAS)の受検  
主管庁裁量による運航継続
  - ・二重底、二重船側の油タンカーの運航継続
  - ・CAS による運航継続
- (2) 重質油輸送に関する規制  
重質油(Heavy Grade Oil)の定義  
重質油輸送を行うタンカーのダブルハル化の時期の決定  
主管庁裁量による運航継続
  - ・二重底、二重船側の油タンカーの運航継続

## 3. 改正省令

今般の改正では、以下の省令を改正する。

- ・海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令(昭和 58 年運輸省令第 38 号)
- ・海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則(昭和 58 年運輸省令第 39 号)
- ・船舶区画規程等の一部を改正する省令(平成 5 年運輸省令第 7 号)
- ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成 16 年国土交通省令第 93 号)

## 4. スケジュール(予定)

公布：平成 17 年 3 月

施行：平成 17 年 4 月 5 日(条約の発効日)